

法務局から

不動産、商業・法人 登記相談

予約制 のご案内



抵当権の抹消登記、相続登記、会社・法人の設立登記、役員変更登記など、
ご自分で登記の手続をお考えのお客様へ

相談の日時を予約することで

1

相談当日の
待ち時間が少ない

※予約をされていないお客様は、長時間お待ち
いただく場合がありますので、あらかじめ
ご了承ください。

2

相談内容に
応じた担当者が対応

※相談において、申請書類の審査は
行いませんのでご容赦願います。



**登記の相談は電話で予約
ぜひ、ご利用ください!!**

■ 詳しくは、旭川地方法務局のホームページでも
ご案内をしています。

旭川地方法務局

予約申込み・お問合せは
最寄りの登記所の電話番号へ

詳しくは以下をご覧ください。



登記相談の予約申込み・お問合せ先

庁名	所在	電話番号
旭川地方法務局	〒078-8502 旭川市宮前1条3丁目3番15号旭川合同庁舎西館3階	0166-38-1146
名寄支局	〒096-0011 名寄市西1条南11丁目1番地5	01654-2-2349
紋別支局	〒094-0015 紋別市花園町2丁目2番4号	0158-23-2521
留萌支局	〒077-0048 留萌市大町2丁目12番地 留萌地方合同庁舎2階	0164-42-0492
稚内支局	〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号 稚内地方合同庁舎1階	0162-33-1122

登記相談に関するお願い

- 1 相談時間は、1回当たり**20分以内**です。
- 2 相談をされる方は、登記申請人本人又は会社・法人の代表者等に限定させていただきます。
- 3 登記申請手続に関する相談をお受けしています。
申請情報及び各種添付情報の作成や個別の内容に係る相談はお受けできません。
- 4 相談の際には**登記事項証明書・登記事項要約書・登記済証**などの現在の登記内容が分かるものをお持ちください。
- 5 登記を完了させるまでには、数回来庁していただく場合もあります。時間に制約がある方は、司法書士又は土地家屋調査士へ依頼することをお勧めします。
- 6 他人の依頼を受けて登記申請書を作成したり、代理人として登記申請する行為は、司法書士法違反あるいは土地家屋調査士法違反となる場合があります。

旭川司法書士会の無料相談もご利用いただけます。

各種登記申請書の作成及び申請の代理を依頼することもできます。

《旭川司法書士会 無料相談》※事前予約制による面談相談（1組50分）

相談時間 火曜日・木曜日 17:00～19:00（一部除外日あり）

場 所 旭川市花咲町4丁目司法書士会館

相続・売買等の所有権移転、抵当権設定・抹消登記等のご相談

（相談予約・司法書士紹介）☎0166-51-7837

受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00（祝日等を除く）